

平成 18 年 1 月 20 日

各 位

西 日 本 シ テ ィ 銀 行

業務改善計画の提出について

当行は、平成 17 年 12 月 22 日付業務改善命令に基づき、本日、福岡財務支局長に法令等遵守態勢の確立に向けた業務改善計画（以下「本計画」）を提出いたしました。

かかる事態を招いたことに関しましては、信用を旨とする金融機関として、日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいているお客様を始め、地域の皆様方及び株主の皆様方に多大なるご心配とご迷惑をおかけしたものと、改めて深くお詫び申し上げます。

当行は、今般の業務改善命令を厳粛に受けとめた上で、本計画の確実な履行を経営の最重要課題の一つと位置付け、内部管理態勢の一層の充実・強化と信頼の早期回復に向け、全行を挙げて取り組んでまいります。

本計画の要旨は下記のとおりです。

記

1．法令等遵守に係る経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）

- (1) 法令等遵守が経営の最重要課題の一つであることを経営陣が再認識の上、本計画の確実な履行を通して法令等遵守重視の企業風土醸成に率先して取り組む決意を内外に表明いたします。
- (2) 経営陣が、全営業店を平成 18 年 3 月までに集中的に臨店し、法令等遵守に係る断固たる経営姿勢及びすべてのステークホルダーからの早期信頼回復に向けた不退転の決意を全職員に周知徹底いたします。
- (3) 本計画の施策ごとに、当該施策を所管する取締役を履行責任者として明確に定めることにより、本計画の確実な履行に係る経営陣の責任の所在を明確化しております。

2．取締役会等の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立

- (1) 取締役及び取締役会が、率先垂範で全行的な法令等遵守態勢の確立のための機能発揮に取り組むとともに、監査役による経営監視機能を強化いたします。
- (2) コンプライアンス統括部署の陣容を拡充すると同時に、頭取直轄の組織とすることにより、コンプライアンス統括部署の組織上の位置付けを高め、全行的な法令等遵守状況の検証・指導體制を強化いたします。
- (3) コンプライアンスの専担者として、コンプライアンス・オフィサーを一定規模以上の営業拠点に配置することにより、本計画の浸透・定着に向けた実効性のある点検・指導を日常的に実施いたします。

3．営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

代表取締役を委員長とする「事務堅確化委員会」及びその下部組織として事務本部長を部長とする「事務堅確化部会」(名称はいずれも仮称)を設置し、過去の不祥事件等の反省に立った厳正な事務処理の再徹底/新たな手口による不祥事件等の防止に向けた潜在する事務リスクの洗い出し/派遣社員等を含めた全職員に対する研修体系・研修内容の抜本の見直し などに取り組みます。

4．適切な人事管理の実施

- (1) 派遣社員等を含めた全職員に対し、担当業務ごとに定めた滞留基準を厳正に運用し、適切な人事ローテーションを実施することにより、長期滞留者を早期に解消いたします。
- (2) 不正の未然防止及び早期発見の観点から、派遣社員等を含めた全職員が、連続休暇などを利用した一定期間の職場離脱を確実に実施し、その間に管理者が厳正な業務執行状況点検を行うことを再徹底いたします。

5．本部監査機能の実効性の確保

- (1) リスクアセスメントに基づく適正な監査周期を全部署において堅持するために、監査部員を増強し、内部監査体制を強化いたします。
- (2) 法令の制定・改正時、新たな営業体制の導入時、又は新業務・新商品の取扱開始時などには、その都度、実効性のある監査手法を構築し、内部監査に反映させてまいります。

6．関連会社管理態勢の確立

- (1) 当行グループ全体の法令等遵守態勢の充実・強化を目的に、関連会社についても平成17年度からコンプライアンス・プログラムを策定しておりますが、今後は、同プログラムの策定支援及び進捗フォローを通じて、当行の関与をさらに強化いたします。
- (2) 人材派遣子会社においては、コンプライアンスを担当する部署として統括部内に新たにコンプライアンス室(仮称)を設置し、当行と十分な連携の下、派遣社員の適切な人事管理・労務管理に取り組んでまいります。また、当行においては、同社の経営状況を適時・適切にモニタリング及び検証する態勢を整備することにより、同社に対するクオリティチェックを強化いたします。

以上

本件に関するお問い合わせ先	広報部長 <small>しげと</small> 重藤 092-461-1869
	経営管理部長 石田 092-461-1779